

令和 5 年 第 2 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 2 月 21 日 開催

雫石町農業委員会

令和5年第2回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年2月21日(火) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町総合福祉センター大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一

2 番 山本 長栄

3 番 松ノ木 睦男

4 番 新田 善男

5 番 舛澤 誠一

7 番 堂屋 剛

8 番 木村 正美

9 番 山崎 忍

10 番 八丁野 よし子

11 番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 福崎 公博

雫石 徳田 雅博

御所 吉田 光彦

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 柿木 一明

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 伊藤 庄一

御明神 南野 久晃

御明神 木村 久雄

4 欠席した委員

農業委員 6 番 細川 仁

推進委員 御明神 夷森 和人、砂壁 純也

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第5号 雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議 長

只今から令和5年第2回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員10名、推進委員14名、計24名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

上村局長

(資料に基づき説明)

議 長

事務局より報告がありましたが、確認したい事などはございませんか。

(なし)

議 長

なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には3番、松ノ木睦男委員、7番、堂
屋剛委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。
次に報告第1号～第2号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、表のとおり
8件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、表の
とおり5件提出がありました。解約の理由ですが、1番、2番は同じ地
番となっておりますが、中間管理機構を通した貸借のため借借人が一
旦中間管理機構に返却し、さらに中間管理機構から所有者に返却したう
えで第3者と貸借するために契約が解約されたものです。関連する案件
につきましては3月総会の農用地利用集積計画関係で説明いたします。
3番は解約し第3者と売買するためのもので、関連する案件をこのあと
議案第1号の農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決
定についてでご審議いただきます。4番5番は第3者と貸借するため、
契約が解約されたものです。関連する案件につきましては、今後農用地
利用集積計画関係で説明する予定です。

議 長

事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

(なし)

- 議 長 なければ報告第1号～第2号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 四ッ家主任 《番号1 議案朗読》
申請事由は、譲受人が規模を拡大することから売買に至ったものです。売買総額は40,000円です。この件について、総会資料の7ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を2番、山本委員にお願いいたします。
- 2番 山本委員 2月16日、私、藤村推進委員、吉田推進委員、砂壁推進委員の3班4名と事務局で現地を確認して来ました。現地を確認したところ、参考資料の4ページのとおり積雪により詳細までは確認できませんでしたが、昨年までの借受人も水稻を作付けされていたとのことで、売買後も引き続き水稻を作付けする計画であることから問題ないと思われま
- 議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (なし)
- 議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。
- 委 員 「全員挙手」
- 議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声
- 議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに、所有権移転の番号1、利用権設定の番号4から9を除き、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

始めに、売買による所有権移転について説明いたします。

《番号2～3 議案朗読》

次に、貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

《番号1～3、10～12 議案朗読》

本案は全て、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

2番の借受人は町外の方ですが、雫石町に農地はお持ちでしょうか。

四ツ家主任

借受人は元々当町の方で、町内に農地があり農業をされています。

議 長

他にございませんか。

(なし)

議 長

なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第2号は、所有権移転の番号1、利用権設定の番号4から9を除き原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転の番号1を審議いたします。本案は、11番、坂下委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(坂下委員 退席)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《番号1 議案朗読》

こちらの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号、所有権移転の番号1は原案のとおり決定いたしました。

(坂下委員 着席)

議 長 次に、利用権設定の番号4から9を審議いたします。本案は、福崎推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(福崎推進委員 退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 《番号4～9 議案朗読》
こちらの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号、利用権設定の番号4から9は原案のとおり決定いたしました。

(福崎推進委員 着席)

議 長 次に、議案第3号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《番号1～3 議案朗読》

本案は全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。なお、本案は所有者が死亡し相続権利者が相続放棄をしている相続未登記農地であり、所有者不明農地に該当することから備考欄に記載のとおり農地法に基づく岩手県知事の裁定手続きにより、中間管理機構たる岩手県農業公社が10aあたりの賃借料5年相当分の451,385円を補償金として事前に裁判所に納めることを条件に、本年1月4日付けで5年間の中間管理権を取得しているものです。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

どういった制度なのかよく理解できないので、もう少し詳しく説明をお願いします。

四ツ家主任

この制度は、相続人がいない、又は相続放棄されている農地を借りていた方が、所有者が不明で困っているため、中間管理機構が借受したうえで再配分するものです。

議 長

他にございませんか。

(なし)

議 長

なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《番号1 議案朗読》

本案は、申請者が農地法の手続きが必要なことを知らなかったため現在の状態になったものですが、現地確認書に記載のとおり非農地となつてから20年以上経過しており、農地に復旧することは困難であると認められることから非農地として証明することは問題ないと考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を藤村推進委員をお願いいたします。

藤村推進委員 申請地を確認してきましたが、事務局から説明があったとおり、現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断して来ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第5号、雫石町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第5号について説明いたします。
《番号1 議案朗読》
除外の理由は、民宿の隣接地に管理棟を建築し、民宿と一体的に利用しようとするものです。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を吉田推進委員をお願いいたします。

吉田推進委員 現地は積雪により地面部分の詳細は確認できませんでしたが、3m程の木が生えている状況でした。こちらの案件は、農用区域から農用区域外に変更しても申請地域の農業振興上、特に支障がないと認められること、また、除外後も農地ではないため、農地法上の転用許可も不要であることから農用区域からの除外は問題ないものと思われま

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を
閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時30分

以上が令和5年2月21日、雫石町総合福祉センター大会議室に於いて開催された、雫石町
農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 2 月 21 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 3 番

7 番
